

## ・安全で安心して暮らせるまちづくり

- 1．保健の充実
- 2．医療の充実
- 3．福祉の充実
- 4．バリアフリー化等の推進
- 5．防災・消防の強化
- 6．防犯・交通安全の充実

1 - 1 . 健康づくり活動の充実

現状

- ・本町では、住民と地域が一体となった健康づくりへの取り組みを実践するため、保健推進委員協議会によって町が実施する健康づくり事業の住民周知及び参加の呼びかけを行っています。
- ・住民の健康づくりを食生活の面から支援するため、食生活改善協議会による学習会や住民を対象にした男性の料理教室等を開催しています。
- ・町広報により、健康づくりに関する記事を掲載し、啓蒙・啓発活動を行っています。

課題

- ・子どもから大人まで、住民の健康づくりに関する意識の高揚が必要となっています。
- ・個人と地域が一体となった取り組みを推進するため、自主サークル、町内会などによる地域活動の充実が必要となっています。
- ・自ら健康づくりを実践しながら、住民の健康づくりや食生活改善の普及啓発を推進する保健推進委員及び食生活改善推進員の養成・確保が求められています。

基本方針と主要施策

- ・生活習慣の改善など「自分の健康は自分で守る」ことを基本とした主体的な健康づくりに取り組めるよう様々な情報を提供し、健康づくり意識の普及啓発に努めます。
- ・保健推進委員協議会及び食生活改善協議会を中心とした地域活動に対する支援の充実・強化を図り、住民の健康づくりの取り組みを総合的に支援する健康づくり活動の充実に努めます。
- ・健康づくりに関する地域リーダーとなる保健推進委員や食生活改善推進員の養成・確保に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
<b>健康づくり活動の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康づくり意識の普及啓発</li> <li>・健康づくり活動の充実</li> <li>・地域リーダーによる活動の継続・定着</li> <li>・地域リーダーの養成・確保</li> </ul>

## 1 - 2 . 健康管理体制の充実

## 現状

- ・本町では、ほけんセンターを拠点に妊婦、乳幼児から高齢者を対象とした保健師や栄養士等による各種健（検）診、健康相談、健康講座などを実施しています。
- ・健康教育の一環として高齢者の生活機能低下を予防するため、平成14年度より転倒予防教室（平成17年度より「足腰げんき教室」に改名）を開催しています。
- ・平成17年度に健診体制を見直し、国民健康保険病院での個別健診「町民健康ドック」の導入を図り、各種がん検診や骨粗鬆症検診と合わせ生活習慣病予防対策、疾病の早期発見・早期治療に努めています。
- ・平成18年度から65歳以上及び小学生以下を対象にインフルエンザ予防接種、65歳以上を対象に肺炎球菌予防接種の一部公費助成を実施しています。

## 課題

- ・これまでの疾病の「早期発見・早期治療」から、健康を増進し生活習慣病等の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた取り組みへの転換が求められています。
- ・健康診断受診者の固定化や受診率の低下が見られます。

## 基本方針と主要施策

- ・生活習慣病等に対する「予防」の重要性や効果を重視した保健指導、健康講座などの充実を図るとともに、基本健康診査等の結果により生活習慣の改善が特に必要な方への個別支援の強化に取り組みます。
- ・住民に身近な健診となるよう「町民健康ドック」の充実を図りながら、健（検）診の未受診者に対する積極的な情報提供や受診勧奨に取り組み、受診率の向上と生活習慣病予備群の早期発見、生活改善に努めます。
- ・法令で義務付けられている予防接種、町の助成の充実を図り、インフルエンザ・肺炎球菌予防接種等の接種率を向上させ、疾病予防に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
<b>健康管理体制の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康相談、健康講座の充実</li> <li>・生活習慣病予備群の早期発見、生活習慣の改善</li> <li>・各種健（検）診の受診率の向上</li> <li>・各種予防接種の接種率の向上</li> <li>・各種予防接種による疾病予防</li> </ul>

健（検）診の受診数の推移

(単位：人)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
基本健診	404	364	365	338	319
胃がん検診	307	277	274	245	229
肺がん検診	329	294	332	299	283
大腸がん検診	308	280	280	266	256
乳がん検診	188	153	61	114	102
子宮がん検診	155	148	85	125	98
前立腺がん検診	-	-	74	96	91
骨粗鬆症検診	173	131	138	133	115

[資料] 基本健診～子宮がん検診は地域保健・老人保健事業報告  
前立腺がん検診、骨粗鬆症検診は主要な施策の実績報告書

予防接種率の推移

区 分	平成18年度			平成19年度			
	対象数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	対象数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	
肺炎球菌	988	142	14.4	898	28	3.1	
インフルエンザ	高齢者	1,094	511	48.2	1,146	538	46.9
	小学生以下	966	581	60.1	962	620	64.4

[資料] 主要な施策の実績報告書

乳幼児健診の受診率の推移

(単位：%)

区 分	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
乳児健診（前期）	93.9	91.4	98.0	97.8	100.0
乳児健診（後期）				100.0	100.0
1歳6ヶ月児健診	89.4	100.0	97.4	94.1	96.0
3歳児健診	94.4	97.2	98.1	86.1	100.0

[資料] 主要な施策の実績報告書

## 2 - 1 . 医療環境の充実

## 現状

- ・国民健康保険病院は、一次医療、救急医療の基本的役割に加えて専門医の出張診療により運営し、本町唯一の医療機関として地域医療の中心的役割を果たしています。
- ・介護保険事業として、訪問看護、居宅療養管理指導、居宅介護支援、通所リハビリテーション事業などを行っています。
- ・病床数は、一般病床 36 床、療養病床 28 床で運営していますが、療養病床は現在休止となっています。
- ・毎週 1 回（火曜日）夜間診療と訪問診療を行っています。
- ・病院健全化計画に基づき、健全な経営に努めています。
- ・高度な医療を要する場合は、稚内市、名寄市などへの救急搬送を行うなど、広域・救急医療体制の確立が図られています。
- ・国民健康保険病院利用者に対する福祉（医療）巡回バスの運行を行っています。
- ・特定疾患等患者への交通費助成を行っています。

## 課題

- ・医師、看護師など医療技術者の確保が必要となっています。
- ・医療機器は耐用年数を経過したものが多く、計画的な点検・修理や更新・整備が必要となっています。
- ・高齢社会の急速な到来、疾病構造の多様化等による医療需要に対応するため、国民健康保険病院利用者や特定疾患等患者への通院支援の継続・維持が求められています。
- ・病院経営の健全化・安定化が課題となっており、今後の病院経営のあり方についての協議・検討が求められています。

## 基本方針と主要施策

- ・保健・医療・福祉関係機関等との連携を図り、地域医療の拠点として安心して信頼される医療サービスの提供に努めます。
- ・関係機関との連携を強化し、医師・看護師等の医療技術者の人材確保、医療従事者の資質向上など医療サービスの充実に努めます。
- ・病院健全化計画の進捗状況の検証と定期的な見直しに努めます。
- ・関係機関との調整や連携を図りながら、公立病院改革ガイドラインによる公立病院の再編・ネットワーク化や広域連携などについての協議・検討に努めます。

< 主要施策 >

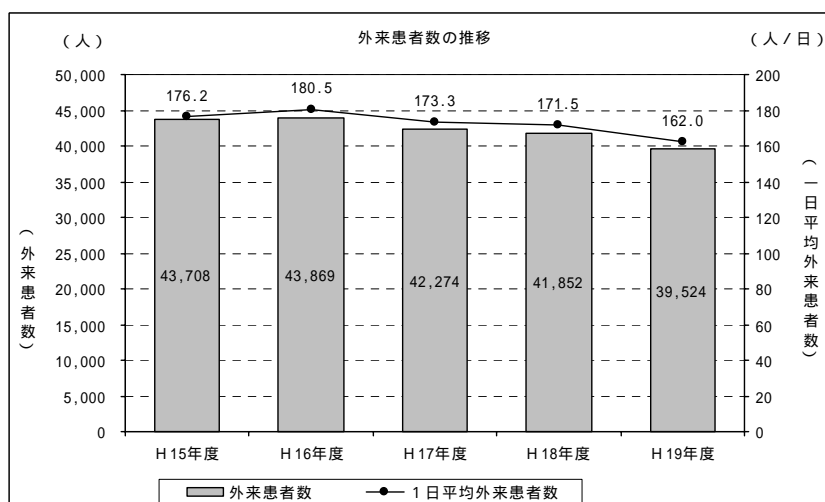
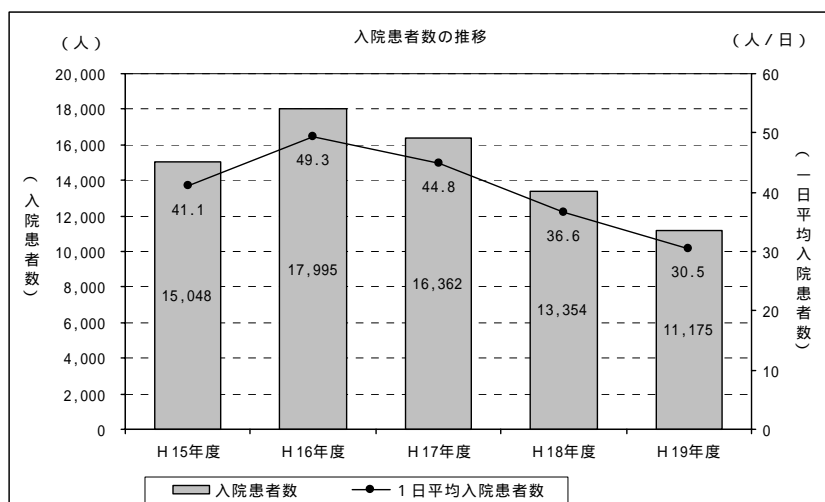
施策項目	主な施策
医療環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉（医療）巡回バスの継続運行</li> <li>・特定疾患等患者への交通費助成制度の維持</li> <li>・医療技術者の人材確保</li> <li>・病院経営の健全化</li> <li>・公立病院の再編・ネットワーク化や広域連携などについての協議・検討</li> </ul>

国民健康保険病院の患者取扱実績

(単位:人)

区分	医師数	入院		外来		経営費用額 (千円)
		患者数	1日平均	患者数	1日平均	
平成15年度	4.7 (3.7)	15,048	41.1	43,708	176.2	967,742
平成16年度	3 (1.2)	17,995	49.3	43,869	180.5	779,745
平成17年度	3 (1.2)	16,362	44.8	42,274	173.3	794,087
平成18年度	2 (1.5)	13,354	36.6	41,852	171.5	743,141
平成19年度	2 (1.5)	11,175	30.5	39,524	162.0	738,625

[資料] 平成20年度浜頓別町統計資料 ( )は非常勤



## 3 - 1 . 地域福祉の充実

## 現状

- ・若者も高齢者も、障がいのある人もない人も、共に暮らし共に生きる地域社会づくりである「ノーマライゼーション理念」の普及啓発に努めています。
- ・高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、各分野に共通する地域福祉の推進に取り組んでいます。

## 課題

- ・核家族化及び少子・高齢化等の進行によって福祉サービスに対するニーズが多様化かつ増大しており、行政主体による福祉サービスだけでは全てのニーズに対応が困難な状況にあるため、行政と地域住民が連携しながら総合的な福祉施策の展開を図る地域福祉の充実が求められています。

## 基本方針と主要施策

- ・「ノーマライゼーション理念」や福祉に関する広報・啓発活動の充実による福祉思想の啓発に努めます。
- ・増大・多様化する福祉ニーズを的確に把握し、住民サービスの充実に努めます。
- ・社会福祉協議会の支援・強化と協力・連携を図り、地域福祉の推進体制の充実に努めます。
- ・ボランティア意識の啓発による住民の多様な福祉活動を促進し、地域住民と連携した全町的な地域福祉体制の整備に努めます。
- ・既存施設の活用促進や地域のコミュニティ施設の有効活用に努めます。
- ・地域包括支援センターを中核とした保健・医療・福祉関係機関との連携を図り、総合的保健福祉事業の展開を図ります。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
福祉思想の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマライゼーションの普及啓発</li> <li>・広報啓発活動の充実</li> </ul>
地域福祉体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民サービスの充実</li> <li>・社会福祉協議会の支援・強化と協力・連携</li> <li>・ボランティア意識の啓発と活動の推進</li> </ul>
地域福祉施設の充実とコミュニティ施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の活用促進</li> <li>・地域のコミュニティ施設の有効活用</li> </ul>
総合的保健福祉事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的保健福祉事業の展開</li> </ul>

3 - 2 . 高齢者福祉の充実

現状

- ・本町の高齢者人口比率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は、平成17年の国勢調査によると24.1%で、全道平均：21.4%、全国平均：20.1%のいずれも上回り、超高齢社会が到来している状況となっています。
- ・介護保険制度をはじめとする諸制度の改正に対応し、長期的視野に立った予防重視型の施策展開を図っていくため、高齢者対策の総合計画である「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（平成17年度）を策定しています。

課題

- ・住み慣れた地域で介護が受けられるよう、介護施設や介護サービスを含む介護体制の整備・充実や要支援・要介護状態になる前の予防を重視した介護予防サービス、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯・介護者などに対する生活支援サービスの充実が求められています。
- ・高齢者の生きがいづくりや社会参加促進に対する取り組みが求められています。

基本方針と主要施策

- ・住民がいつまでも健やかで、はつらつと暮らせるよう「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の見直しを図り、保健・医療・福祉の連携のもと、総合的な介護予防・介護サービスや生活支援サービスの充実を図ります。
- ・「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づいて、介護保険施設や老人福祉施設などの充実に努めます。
- ・地域包括支援センターの充実・強化を図り、高齢者や地域住民からの介護・福祉にかかわる総合相談支援や保健・福祉サービスの効果的かつ効率的な提供に努めるとともに、関係機関の連絡調整を図る「地域ケア会議」の充実を図ります。
- ・高齢者の日常の移動手段を補うため、福祉（医療）巡回バスの運行や高齢者無料バス乗車助成の継続実施を図るとともに、ひとり暮らし高齢者等を対象とする緊急通報システムの充実に努めます。
- ・高齢者の生きがいづくりを推進するため、老人クラブの支援充実や成人教育の推進、軽スポーツの推進などによる学習・運動機会の創出を図ります。
- ・高齢者の社会参加と交流を促進するため、高齢者事業団の充実やハローワークとの連携による雇用や就労機会の創出、ふれあい昼食交流会の開催など高齢者の社会参加活動の活性化を図ります。
- ・判断能力が不十分であり、かつ身寄りのない認知症の高齢者等の成年後見制度の利用支援に努めます。

## . 安全で安心して暮らせるまちづくり - 3 . 福祉の充実

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定</li> <li>・ 介護予防・介護サービス、生活支援サービスの充実</li> <li>・ 地域包括支援センターの充実・強化</li> <li>・ 地域ケア会議の充実</li> <li>・ 高齢者無料バス乗車助成の継続</li> <li>・ 高齢者等緊急通報システムの増設</li> <li>・ 成年後見制度の利用支援</li> </ul>
老人福祉施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険施設、老人福祉施設の充実</li> </ul>
生きがい対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人クラブの支援充実</li> <li>・ 学習・運動機会の創出</li> </ul>
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者事業団の充実</li> <li>・ 雇用や就労機会の創出</li> </ul>

## 介護保険の状況

区分	第1号被保険者世帯数 (被保険者数)	総人口との対比 (%)	要介護認定者数	被保険者数との対比 (%)
平成16年度	779 (1,074)	23.5	220	20.5
平成17年度	785 (1,095)	24.3	212	19.4
平成18年度	778 (1,101)	24.9	215	19.5
平成19年度	774 (1,098)	25.4	219	19.9

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料

3 - 3 . 障がい者福祉の充実

現状

- ・「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がい別に行われていた従来の障がい者関連サービスが新たな体系へと移行されています。
- ・本町では障がいのある人の数が増加傾向にあります。
- ・「浜頓別町障がい福祉計画」(平成18年度)を策定し、障がいのある人の自立支援に向けた施策の推進に取り組んでいます。

課題

- ・障がいのある人もない人も社会の一員として、生きがいを持って暮らせる環境づくりが求められています。
- ・障がいのある人が必要な時に必要な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・雇用など関係機関・団体が連携した総合的な障がい福祉サービスの展開が求められています。

基本方針と主要施策

- ・「障がい福祉計画」に基づき、居宅で利用できる訪問系サービス、入所施設などで昼間に利用できる訪問系サービス、施設に入所して利用できる居住系サービスなど、障がいのある人一人ひとりのニーズに沿った障がい福祉サービスの充実に努めます。
- ・障がい福祉サービス事業者など関係機関と連携しながら、相談支援業務が効果的、有効的に実施されるよう、地域活動支援センターの充実に努めます。
- ・企業や事業主に障がい者雇用促進への理解と協力を求め、ハローワークなどの関係機関との連携を図りながら就労機会の拡大に努めるとともに、障がいのある人の能力に応じた軽作業の請負など、福祉的就労の場の創出・確保に取り組みます。
- ・重度心身障害者医療費助成や福祉タクシー利用助成など、障がい者及びその家族に対する支援制度の維持・継続に努めます。
- ・障がい者の公営住宅への優先入居や、障がい特性に配慮した公的住宅の整備推進を図るとともに住環境の整備に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
障がい者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者福祉サービスの充実</li> <li>・地域活動支援センターの充実</li> </ul>
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労機会の拡大</li> <li>・福祉的就労の場の創出・確保</li> </ul>
支援制度の維持・継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療費助成の継続</li> <li>・福祉タクシー利用助成の継続</li> <li>・移動支援事業の継続</li> </ul>
居住の場の充実・確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅への優先入居</li> <li>・障がい特性に配慮した公的住宅の整備</li> <li>・障がい者の住環境の整備</li> </ul>

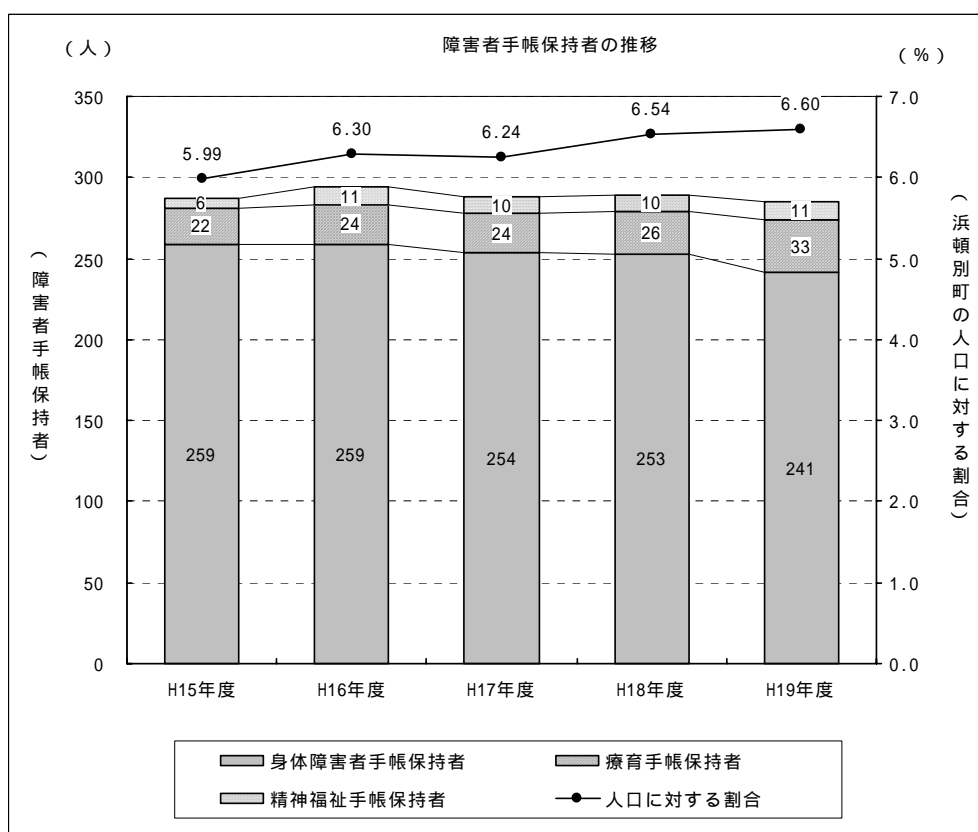
・安全で安心して暮らせるまちづくり - 3.福祉の充実

障害者手帳保持者の推移

(単位：人、%)

区 分	身体障害者 手帳保持者	療育手帳 保 持 者	精神福祉手帳 保 持 者	合計	浜頓別町の 人 口	人口に対する 割 合
平成15年度	259	22	6	287	4,791	5.99
平成16年度	259	24	11	294	4,666	6.30
平成17年度	254	24	10	288	4,617	6.24
平成18年度	253	26	10	289	4,419	6.54
平成19年度	241	33	11	285	4,316	6.60

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料



3 - 4 . 児童福祉・ひとり親家庭福祉の充実

現状

- ・核家族化の進行、女性の社会参加、離婚によるひとり親家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しており、家庭や地域で子どもたちを見守り育てていく機能の低下が見られます。
- ・平成17年度に「浜頓別町次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的・体系的な子育て支援、環境の充実に努めています。
- ・本町には、常設保育所1箇所があり、現状では待機者はいません。

課題

- ・家庭、企業、行政などがそれぞれの役割を担いながら、地域全体で子どもたちを育てていく環境づくりが必要となっています。
- ・子育てに関する不安やひとり親家庭が抱える悩みなどの解消・軽減に向けた相談・支援体制の強化が必要となっています。
- ・要保育児童数は減少傾向にあるため、幼稚園との一元化を視野にした今後の方向性を検討する必要があります。

基本方針と主要施策

- ・「次世代育成支援行動計画」に基づき、次世代を担う子どもたちの環境整備を図るため、「認定こども園」を念頭においた幼保一元化に向けた体制づくりを推進します。
- ・保育内容の充実に努めるとともに、乳児保育・障がい児保育・一時保育などの特別保育や学童保育の充実に努めます。
- ・児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会と関係機関が連携した虐待防止ネットワークの充実に努めます。
- ・乳幼児やひとり親家庭等に対する医療費助成の継続に努めるとともに、子育てやひとり親家庭を支援する各種制度の継続及びその活用促進を図ります。
- ・地域の高齢者との世代間交流の推進、子ども会等の活動促進を図ります。
- ・子育て支援、保護者支援の充実に努め、相談・支援体制の充実に努めます。

## . 安全で安心して暮らせるまちづくり - 3 . 福祉の充実

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
児童福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼保一元化の推進</li> <li>・ 保育内容の充実</li> <li>・ 特別保育・学童保育の充実</li> <li>・ 虐待防止ネットワークの充実</li> <li>・ 医療費助成の継続</li> <li>・ 保護者負担を軽減する補助制度の継続</li> <li>・ 子ども会等の活動の促進</li> </ul>
ひとり親家庭福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公営住宅への優先入居</li> <li>・ 医療費助成の継続</li> <li>・ 雇用の場の拡大促進</li> <li>・ 生活資金貸付制度の活用促進</li> </ul>
相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子育て支援・保護者支援の充実</li> </ul>

## 保育所の状況

(平成20年4月1日現在)

敷地	建物	定員	乳幼児数	職員数	施設内容	開設年月日	所在地
8,540㎡	799.57㎡	90人	0歳児 4人	12人	保育室4 ほふく室1	S.46. 4. 1	北1条5丁目
			1歳児 6人		乳児室1 仮眠室1		
2歳児 17人	沐浴室1 遊戯室1						
3歳児 17人	子育て支援センター室2						
4歳児 20人	相談室1 職員室1	新所舎 H.11. 4. 1					
5歳児 25人	医務室1 休憩室2						
	調理室1 その他5						
			子育て支援29人				

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料

3 - 5 . 低所得者福祉の充実

現状

- ・高齡化や核家族化の進行及び景気の低迷による収入減をはじめとする社会経済状況により要保護世帯・人員は増加傾向にあります。
- ・本町の生活保護の状況は平成19年度で保護率が1.42%、保護費が37,388千円であり、保護費全体のうち生活扶助に対する保護費が約8割を占めています。

課題

- ・景気の低迷などにより生活の厳しさが深刻化しているため、被保護世帯を含め、経済的に困窮する低所得者世帯等の実態把握に努めることが必要です。
- ・低所得者世帯個々の実情に応じたきめ細やかな対応が求められているため、相談・支援体制の充実や関係機関との連携強化が必要となっています。

基本方針と主要施策

- ・低所得者の安定した生活と自立を支援するため、民生委員と連携しながら低所得者世帯等の生活実態の把握に努めます。
- ・生活実態に応じた自立支援に向け、関係機関との連携強化を図るとともに、各種減免制度の紹介、生活指導の実施など、相談・支援体制の充実と適切な運用に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
自立支援体制の充実	・生活実態の把握
相談・支援体制の充実	・関係機関との連携強化

生活保護の状況

区分	被保護		保護率 (%)	保護費内訳(千円)					保護開廃の状況	
	世帯数	人員		生活扶助	教育扶助	住宅扶助	その他	計	開始世帯数	廃止世帯数
平成15年度	38	53	1.14	23,707	668	2,419	870	27,664	7	4
平成16年度	40	52	1.12	26,428	707	2,662	857	30,655	8	5
平成17年度	47	62	1.37	28,890	675	3,544	730	33,839	11	3
平成18年度	48	59	1.33	30,812	212	4,254	1,192	36,470	12	11
平成19年度	51	62	1.42	30,930	72	4,882	1,504	37,388	7	8

[資料]平成20年度浜頓別町統計資料

4 - 1 . バリアフリー<sup>1</sup>化の推進

## 現状

- ・高齢社会の進行などにより、高齢者や障がい者等の日常生活上の利便性や安全性の向上が求められています。
- ・これまでのハートビル法や交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称：バリアフリー新法)が平成18年に施行されています。

<sup>1</sup> バリアフリー：バリアとは通行や出入りをはばむ柵とか防壁障害物のことをいう。すなわち、高齢者や障害者の歩行、住宅などの出入りを妨げる障害がなく、動きやすい環境をいう。

## 課題

- ・ノーマライゼーションの理念のもと、道路や施設などの物理的なバリアフリーのみならず、高齢者や障がい者等の人権を尊重し、偏見などの障壁を取り除く心のバリアフリー化に取り組むことが必要となっています。

## 基本方針と主要施策

- ・地域社会における相互の助け合いや支え合いの意識を育み、バリアフリーに対する理解を深めるため、積極的な情報提供と啓発活動に努めます。
- ・誰もが安心・安全で自由に移動できる地域環境をつくるため、道路、公園等の公共空間及び公共建築物等のバリアフリー化に努めます。
- ・高齢者や障がい者が自立した生活を営めるよう、住宅の改善・改造等による住環境のバリアフリー化の普及促進に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
バリアフリー化の普及・啓発	・ 情報提供や啓発活動の充実
バリアフリー化の推進	・ 公共空間のバリアフリー化 ・ 公共建築物等のバリアフリー化 ・ 住環境のバリアフリー化

#### 4 - 2 . ユニバーサルデザイン<sup>1</sup> (UD) の推進

##### 現状

- ・ 社会生活上の障壁（バリア）を除去するというバリアフリーを発展させ、障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、すべての人々が利用しやすいよう、はじめからバリアのない施設や製品等を設計することが求められています。

<sup>1</sup> ユニバーサルデザイン：年齢、性別、能力、言語等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう最初から考慮して、都市、生活環境、情報、サービス等をデザインする考え方。

##### 課題

- ・ 今後も引き続きバリアフリー化の推進に取り組みながら、ユニバーサルデザインに関する情報や学習機会の提供が求められています。
- ・ ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共空間・公共建築物等の整備に取り組むことが求められています。

##### 基本方針と主要施策

- ・ 住民・事業者・行政等が連携したユニバーサルデザインによるまちづくりを進めるため、情報提供や学習機会の創出を図るとともに、ユニバーサルデザインを担う人材の育成に努めます。
- ・ すべての人が安全・安心で快適に利用することができるよう、町が設置・管理する道路、公園等の公共空間や公共建築物等の新築などにあたっては、利用者等のニーズを把握しながらユニバーサルデザインに配慮した整備に努めます。
- ・ 事業者等が設置・管理する建築物等についても、ユニバーサルデザインに配慮した整備の普及促進に努めます。

##### < 主要施策 >

施策項目	主な施策
ユニバーサルデザインの啓発	・ 情報提供や学習機会の創出
ユニバーサルデザインの推進	・ 人材の育成 ・ 公共空間・建築物のユニバーサルデザインに配慮した整備の普及促進

## 5 - 1 . 地域防災体制の強化

## 現状

- ・本町では、火災や事故災害のほか、その地理的条件から水害、風害、雪害、高波・高潮や震災等の自然災害が想定されます。
- ・地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を総合的かつ計画的に実施するため、平成10年度に「浜頓別町地域防災計画」の見直しを行っています。
- ・平成19年度末現在、3つの町内会・自治会で自主防災組織<sup>1</sup>を設立し、活動を行っています。
- ・平成16年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が施行され、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を国・北海道と連携・協力しながら的確かつ迅速に実施するため、「浜頓別町国民保護計画」を平成18年度に策定しています。

<sup>1</sup> 自主防災組織：地域住民による任意の防災組織で、主に町内会・自治会が母体となって自主的に連携して防災活動を行う組織。

## 課題

- ・社会・産業の高度化の進展や地球環境の変化に伴う異常気象による災害の複雑化・多様化に対応するため、地域防災計画の見直しが必要になっています。
- ・災害時の被害を減少させるためには、地域における初動体制の確立が必要になっています。
- ・高齢社会の現在、ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の災害時要援護者への対応が必要になっています。
- ・地震災害に対して既存建築物の耐震性を確保し、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することを目的とした「耐震改修促進計画」の策定が必要になっています。
- ・国際紛争や大規模テロなどの発生はいつ起きるかわからないため、非常事態発生に伴う住民保護施策が課題となっています。

## 基本方針と主要施策

- ・地域防災計画の見直しを図り、初動体制の充実、防災関係機関相互の連携体制の強化や防災資機材の計画的な備蓄など、地域防災体制の強化に努めます。
- ・同報系無線等の整備など、災害対策本部（役場庁舎）における防災拠点機能の充実に努めます。
- ・災害時には初動活動が重要であり、迅速な初動活動のためには地域の助け合いが必要です。そのために、自主防災組織の育成・強化に努めます。
- ・日常から災害時要援護者の把握に努め、避難方法等の確立に努めます。
- ・地域防災計画に基づく具体的な職員対応マニュアルの整備や被害の軽減及び二次災害の発生を防止するためのハザードマップ<sup>2</sup>や防災マップ<sup>2</sup>等を作成します。

<sup>2</sup> ハザードマップ・防災マップ：自然災害による被害を予測しそれを地図化したもの。被害範囲・被害程度・避難経路・避難所などの情報が地図上に図示されている。

- ・国の基本方針や北海道の耐震改修促進計画の内容を勘案しながら、地域の実情を踏まえた「耐震改修促進計画」を策定し、公共建築物の耐震性の強化を図るとともに、住宅等の一般建築物においても耐震改修の普及促進に努めます。
- ・自然災害対策の強化を図るため、防風林の整備や海岸保全対策、自然に配慮した河川の改修などについて、引き続き国や北海道へ要望していきます。
- ・万が一の非常事態発生に適切に対応できるよう「浜頓別町国民保護計画」に基づく住民保護対策の充実に努めます。

< 主要施策 >

施策項目	主な施策
地域防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域防災計画」の見直し</li> <li>・防災拠点機能の充実</li> <li>・災害時要援護者への対応の確立</li> <li>・自主防災組織の育成・強化</li> <li>・職員対応マニュアルの整備</li> <li>・防災マップ等の作成</li> </ul>
建築物の耐震改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「耐震改修促進計画」の策定</li> <li>・建築物の耐震改修の普及促進</li> </ul>
自然災害対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防風林の整備</li> <li>・海岸保全対策の充実</li> <li>・自然に配慮した河川の改修</li> </ul>
住民保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浜頓別町国民保護計画に基づく住民保護対策の充実</li> </ul>

## 5 - 2 . 消防・救急体制の強化

## 現状

- ・本町では南宗谷消防組合の浜頓別消防支署による消防・救急体制がとられており、職員14名のうち、5名が救急救命士の資格を取得しています。
- ・現在、町民に対して広く AED（自動体外式除細動器）を含む応急手当の普及に努めています。
- ・消防団は、本団と第1～第3分団があり、女性団員7名を含む85名により構成されています。
- ・消防施設は、消火栓・防火水槽などのほか、高規格救急車や消防ポンプ車など11台を配備しています。

## 課題

- ・施設の老朽化及び消防救急無線のデジタル化への対応など、消防・救急施設の更新・整備が必要となっています。
- ・消防支署と消防団の連携強化や消防団の若年団員の確保が必要となっています。
- ・救急体制の維持・充実及び応急手当の知識の習得が求められています。

## 基本方針と主要施策

- ・南宗谷消防組合による消防・救急体制を維持しつつ、高度化・多様化する消防・救急救命活動に対応する消防・救急施設の計画的な更新・整備に努めます。
- ・消防力の維持向上を図るため、消防支署と消防団のより一層の連携強化と若年者に対する消防団への加入促進による若年団員の確保に努めます。
- ・関係市町村及び関係機関との連携による交通及び情報・通信ネットワークを活用した救急体制の維持・充実及び応急手当の普及を図るとともに、高度な救護技術を有する救急救命士の増員に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
<b>消防体制・組織の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防・救急施設の計画的な更新・整備</li> <li>・デジタル化に伴う消防救急無線の整備</li> <li>・消防支署と消防団の連携強化</li> <li>・若年団員の確保</li> </ul>
<b>救急体制の強化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急体制の維持・充実及び応急手当の普及</li> <li>・救急救命士の増員</li> </ul>

第3章 基本計画

安全で安心して暮らせるまちづくり - 5. 防災・消防の強化

火災の発生状況等

区 分	火災件数				焼失棟数			罹災世帯	損害額 (千円)
	総数	建物火災	林野火災	その他	全焼	半焼	部分焼		
平成10年	4	2	-	2	2	-	-	1	21,960
平成11年	3	2	-	1	2	-	1	2	15,656
平成12年	3	3	-	-	1	1	-	2	13,949
平成13年	1	-	-	1	1	-	-	-	492
平成14年	2	2	-	-	1	-	1	2	14,499
平成15年	3	1	-	2	1	-	1	1	3,811
平成16年	1	1	-	-	-	-	1	-	46
平成17年	6	5	-	1	3	1	1	2	31,598
平成18年	3	2	-	1	1	-	1	1	6,178
平成19年	5	2	-	3	1	-	1	2	27,933

[資料] 南宗谷消防組合浜頓別支署

救急活動の状況

区 分	合 計	救 急 事 故 種 別											そ の 他				備 考
		火 災	自 然 災 害	水 難	交 通	労 働 災 害	運 動 競 技	一 般 負 傷	加 害	自 損 行 為	急 病	転 院	搬 送	護 士 師 搬 送 看 護	材 医 療 輸 送 器	そ の 他	
平成10年	出動件数	144 (6)	-	-	-	22 (5)	1	2	7	-	2 (1)	47	53	1	1	8	
	搬送人員	134	-	-	-	23	1	2	7	-	1	47	53			-	
平成11年	出動件数	162 (9)	-	-	-	19 (3)	1	1	8 (2)	-	3	68 (1)	51 (1)	-	-	11 (2)	
	搬送人員	149	-	-	-	21	1	1	6	-	3	67	50			-	
平成12年	出動件数	123 (5)	-	-	-	6 (1)	4	1	7	-	-	58 (1)	42 (1)	-	-	5 (2)	
	搬送人員	120	-	-	-	10	4	1	7	-	-	57	41			-	
平成13年	出動件数	163 (7)	-	-	-	31 (3)	2	1	8	2	1	60 (2)	56 (1)	-	1	1 (1)	
	搬送人員	168	-	-	-	39	2	1	9	2	1	58	56			-	
平成14年	出動件数	143 (5)	-	-	-	16 (3)	2		9	-	1 (1)	63 (1)	50 (1)	-	-	2	
	搬送人員	147	-	-	-	20	2		9	-	-	64	50			2	
平成15年	出動件数	133 (7)	-	-	-	12 (1)	3	2	7	-	1 (1)	54 (3)	52	-	-	2 (2)	
	搬送人員	132	-	-	-	16	3	2	7	-	-	51	53			-	
平成16年	出動件数	147 (4)	-	-	-	15 (2)	2	2	9	-	-	64 (2)	54	-	-	1	
	搬送人員	147	-	-	-	17	2	2	9	-	-	62	54			1	
平成17年	出動件数	182 (6)	-	-	-	20 (1)	4	1	10	-	4	81 (2)	58	-	-	3 (2)	
	搬送人員	185	-	-	-	27	4	1	10	-	4	79	59			1	
平成18年	出動件数	166 (5)	-	-	-	8 (2)	6	3	16	-	2 (2)	75 (1)	56	-	-	-	
	搬送人員	161	-	-	-	6	6	3	16	-	-	74	56			-	
平成19年	出動件数	189 (7)	-	-	-	13	4	-	22	-	3 (3)	78 (2)	67	-	-	2 (2)	
	搬送人員	186	-	-	-	15	4	-	24	-	-	76	67			-	

[資料] 南宗谷消防組合浜頓別支署

( ) うち書きには不搬送件数を記入。

## 6 - 1 . 防犯体制の充実

## 現状

- ・本町では「防犯活動推進の町宣言」を行い、警察などの指導のもと防犯協会を中心とした防犯体制の充実に努めています。
- ・平成 19 年の犯罪発生状況は、窃盗 11 件、き物損壊 5 件、強制わいせつ 1 件、詐欺 2 件、粗暴犯 1 件となっています。
- ・保育所、幼稚園、学校において、安全教育に取り組んでいるほか、関係機関等との連携協力による「子ども110番の家」を設置しています。

## 課題

- ・犯罪のない安心して生活できる住みよい地域社会を形成するため、関係機関と連携した防犯意識の高揚や防犯活動の充実が求められています。
- ・犯罪の発生を抑止する防犯灯の増設など、防犯環境の充実が求められています。

## 基本方針と主要施策

- ・自主防犯パトロールを実施するとともに、家庭、地域、学校、関係機関の連携を強化し、防犯意識の高揚と防犯活動の充実に努めます。
- ・不審者情報や犯罪被害防止対策など、地域の防犯に関する情報が家庭や地域、関係機関等で共有できる体制・仕組みづくりについて検討を進めます。
- ・防犯灯及び街路灯の整備・充実や「子ども110番の家」の拡充を図り、犯罪の起こりにくい防犯環境の充実に努めます。
- ・犯罪被害者等が受けた被害を回復又は軽減など、再被害の防止を図るため必要な情報の提供や助言に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
<b>防犯体制の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯意識の高揚</li> <li>・防犯活動の充実</li> <li>・防犯情報の共有化への取り組み</li> </ul>
<b>防犯環境の充実</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯、街路灯の整備・充実</li> <li>・「子ども 110 番の家」の拡充</li> <li>・犯罪被害者等への支援充実や再発防止</li> </ul>

犯罪発生状況

区 分	強 盗	脅 迫	暴 行	窃 盗	詐 欺	傷 害	漁 業 規 則 違 反	性 犯	き 物 損 壊
平成15年度	-	-	-	32	-	-	-	-	2
平成16年度	-	-	-	17	2	-	-	-	4
平成17年度	-	-	1	23 (6)	-	3	-	-	3
平成18年度	-	-	-	20 (1)	-	-	-	-	5
平成19年度	-	-	-	11	2	1	-	1	5

[資料] 浜頓別警察官駐在所 ( )は未遂

交通事故発生状況

区 分	発 生 (人身)	死 者	傷 者
平成15年	141 (10)	0	17
平成16年	145 (9)	0	11
平成17年	132 (18)	2	23
平成18年	95 (6)	0	6
平成19年	107 (8)	1	7

[資料] 浜頓別警察官駐在所

## 6 - 2 . 交通安全の充実

## 現状

- ・自動車保有台数の増加や住民生活及び経済活動の24時間化など、道路交通の量的拡大による交通事故の増加が予想されます。
- ・本町の交通事故は、平成19年で107件(うち人身8件)発生し、死者1名、傷者7名となっています。
- ・平成17年度に交通安全に関する施策の大綱を定めた「浜頓別町交通安全計画(第8次)」を策定しています。

## 課題

- ・関係機関との連携を強化し、交通安全教育、交通安全活動など、より一層の交通安全意識の啓蒙・啓発に取り組むことが必要です。
- ・道路構造や交通量の状況に応じた交通安全施設の充実や効果的な交通規制の導入等による交通安全対策の充実が求められています。

## 基本方針と主要施策

- ・交通安全思想や交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践など、幼児から高齢者まで、それぞれの特性を考慮した交通安全教育の充実に努めます。
- ・町民交通安全大会の開催など、住民全体での交通安全運動の展開を図るとともに、交通安全旗の配布など、地域・企業・団体等に対する支援協力体制の充実による自主的・組織的な交通安全活動の促進に努めます。
- ・交通安全施設の定期的な点検や危険箇所の把握を行い、緊急性や必要性を勘案しながら、その整備・充実に努めます。
- ・交通実態に即した速度制限・一時停止・駐停車禁止など、効果的かつ適正な交通規制の導入について関係機関へ要請します。
- ・交通事故に関する相談窓口として、北海道が設置している交通事故相談所の周知とその利用促進を図るとともに、交通傷害共済保険の加入促進に努めます。

## &lt; 主要施策 &gt;

施策項目	主な施策
交通安全意識の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全教育の充実</li> <li>・交通安全活動の促進</li> </ul>
交通安全対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通安全施設の整備・充実</li> <li>・適正な交通規制の導入</li> </ul>
交通事故被害からの救済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故相談所の周知と利用促進</li> <li>・交通傷害共済保険の加入促進</li> </ul>

